

第63回 日野市都市計画審議会 議事録

日 時	令和4年11月14日（月） 午前10時00分～午前11時20分
場 所	日野市役所5階 505会議室
議 題	（諮問事項） ○諮問第141号 日野都市計画生産緑地地区の変更について（日野市決定） ○諮問第142号 特定生産緑地の指定について （報告事項） ○報告事項第1号 用途地域等に関する指定方針・指定基準、市街化調整区域における地区計画の運用指針の改定について ○報告事項第2号 北川原公園予定地ごみ搬入路整備に関する住民訴訟について
出 席 者	（条例第3条第1号の委員） 江口 和雄・梅田 俊幸・藤川 健一・奥住 喜樹・石川 裕規 西浦 定継・町田 修二 （条例第3条第2号の委員） 古賀 壮志・須崎 貴寛・田原 茂・森沢 美和子 （条例第3条第3号の委員） 本吉 順平・川口 行彦・赤木 善弘 （条例第3条4号の委員）

	友部 孝史 (条例第4条の臨時委員) 岩沢 宏 (条例第9条の幹事) 岡田 正和・川鍋 孝史
欠席委員	中野 あきと・下澤 文明
事務局	萩原 健太郎・小野 駿祐・大町 直子・名取 和哉
署名委員	古賀 壮志・奥住 喜樹
傍聴者	なし
事務局 (萩原)	定刻になりましたので、ただいまから、第63回日野市都市計画審議会を開催いたします。 今回の審議会も、新型コロナウイルスの影響により、三密を避けるため、座席形態を変えておりますのであらかじめご了承願います。 それでは、江口会長よろしく願いいたします。
会長	本日は、委員の皆様には大変お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。 これより、第63回日野市都市計画審議会を始めます。 本日は中野委員、下澤委員の2名が欠席となっておりますが、日野市都市計画審議会条例第8条第1項の規定に基づき、半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立するものです。 本日の審議会につきましては、諮問事項としまして

副市長	○諮問第141号「日野都市計画生産緑地地区の変更について」 ○諮問第142号「特定生産緑地の指定について」 以上、2件についてお諮りします。 報告事項としまして 「用途地域等に関する指定方針及び指定基準、市街化調整区域における地区計画の運用方針の改訂」 「北川原公園予定地ごみ搬入路整備に関する住民訴訟について」 以上、2件がございます。 内容につきましては、後ほど事務局よりご説明いたします。 それでは、開催にあたりまして、荻原副市長よりご挨拶をお願いいたします。 既に皆様方ご承知のことと思いますが、この度の北川原公園予定地ごみ搬入路整備に関する住民訴訟について、令和4年9月8日に最高裁判所にて上告受理申立てが不受理となり、二審の東京高等裁判所の判決が確定しました。 この結果を真摯に受け止め、今後の進め方につきまして、原告団の皆様との合意にもとづき、あらゆる方策を市民参画で考えていきたいと公表しております。 今議会におきましても、搬入路整備事業を進めるにあたり、都市計画法上の問題があったことについて、この都市計画審議会の中で、委員の皆様にご意見を求めていくことが必要だったのではないかとのご指摘もいただいております。 都市計画法の運用指針においても位置づけられている内容について、それをできずに進めてしまったことは、お詫びをさせていただくとともに、今後の在り方について皆様方と審議をさせていただければと思っております。
------------	--

会 長	いるところです。 そのような内容について本日は報告させていただきたいと思いますので、忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。
事 務 局 (萩 原)	ありがとうございました。 次に、本日は「日野都市計画生産緑地地区の変更」及び「特定生産緑地の指定」の案件がありますので、日野市都市計画審議会条例第4条の臨時委員として農業委員会会長にご出席いただいておりますので、事務局から紹介させていただきます。委員名簿がお手元の資料の中にございますので、そちらをご参照願います。 事務局の萩原です。 それでは、臨時委員のご紹介を申し上げますので、その場でご起立願います。 ●条例第4条の臨時委員 農業委員会会長 岩沢 宏（いわさわ ひろし） 委員 以上で、紹介を終わります。
会 長	なお、副市長は公務の都合上、ここで退席させていただきます。 委員の皆様のご了承をお願いいたします。 【 副市長退席 】 それでは、事務局より本日の資料の確認がございますので、よろしくお願いいたします。 【 配布資料の確認 】
事 務 局	

(萩 原) 会 長	●資料１ 第６３回 日野市都市計画審議会次第 ●資料２ 日野市都市計画審議会委員名簿 ●諮問事項 説明資料（パワーポイント打出しほか） 《日野都市計画生産緑地地区の変更》 《特定生産緑地の指定》 また、本日審議会の次第、座席表、諮問書２通のほか、報告事項説明資料については机上配布しております。 資料の不足等ある方は事務局までお申し出下さい。 では、議題に入る前に、会議規則 第１３条第３項により、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。 ４番の古賀委員と６番の奥住委員をお願いいたします。 それでは、これより議題に入ります。 本日の議題は、諮問案件が２件でございます。 この会がスムーズに進みますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。 それではまず、諮問第１４１号と第１４２号につきましては、内容が関連していますので、一括して審議したいと考えます。 委員の皆様いかがでしょうか。 【 異議なしの声 】 ご異議なきものと認め、諮問第１４１号、１４２号を一括して審議します。 それでは、事務局より諮問の朗読と幹事からの説明をお願いいたします。
---------------------------	--

事務局 (萩原)	事務局の萩原です。諮問第141号、第142号を朗読いたします。 【 諮問書朗読 】
幹事 (川鍋課長)	幹事の川鍋です。それでは説明いたします。 【 趣旨の説明 】
会長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。
委員 (西浦)	特定生産緑地の申し出の締め切りはいつか。
幹事 (川鍋課長)	6月末頃を締め切りとした。その後東京都との事前協議等を進めている。
委員 (西浦)	すべての生産緑地において申し出があったわけではないため、本審議会の後に申請があった場合の取り扱いについて、この場で決めておいたほうが良いのではないかと。
事務局 (萩原)	平成4年指定の生産緑地については、令和4年の10月27日が申請期限となっているため、既に締め切りを過ぎている。 平成5年指定の生産緑地については、令和5年が申請の締め切りになるが、市としてはすべての生産緑地の所有者にアプローチしている。特定生産緑地に指定しない旨の意思確認も行っているため、現時点で追加の申請は想定していない。
委員	追加申請の可能性がゼロではないので、本審議会です了承を取っておい

(西 浦)	たほうが良いのではないか。
幹 事 (川鍋課長)	仮に申請があった場合についても手続きは進めるものとして本諮問事項で諮らせていただきたい。
会 長	他にございませんか。 無いようでしたら、お諮りいたします。 本件につきましては、原案のとおりに同意することにご異議ございませんか。 【 異議なしの声 】 異議なしとのことですので、諮問第１４１号、第１４２号は原案のとおり同意することといたします。
会 長	続いて、報告事項「用途地域等に関する指定方針及び指定基準、市街化調整区域における地区計画の運用方針の改定」について事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局 (萩 原)	事務局の萩原です。それでは説明いたします。 【 趣旨の説明 】
会 長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。
委 員 (町 田)	市街化調整区域内での地区計画の運用について問いたい。 市街化調整区域において大規模な開発や市街地が形成されることは、

幹 事 (川鍋課長)	区域区分の考え方からすると適正ではないのではないか。地区計画によって市街化調整区域内での一定の開発行為等を許可する前に、市街化調整区域を市街化区域に変更することを考えるべきではないか。 民間からの都市計画提案によって市街化調整区域に地区計画が設定され、開発が可能になる場合もあり得るので、それに対する日野市の考え方を聞きたい。 市としては、市街化調整区域の趣旨を鑑みて現在のエリアを維持するべきと考えている。区域区分を変更せずに今後の様々なニーズに応えるための土地利用を図るために、必要であれば地区計画を定め運用していきたい。 また、隣接する市街化区域の皆様にも本趣旨をご理解いただけるよう説明等を行い、そのうえで地区計画の決定を行いたい。
幹 事 (岡田部長)	民間からの提案制度については、市のまちづくりマスタープランに整合していることが提案を受ける条件となる。日野市まちづくりマスタープラン上で市街化調整区域では基本的に住宅・商業系の利用はできないことになっているので、すべての提案を受ける必要はないと考える。
委 員 (藤川)	市街化調整区域内での地区計画の運用について聞きたい。 改正事項にある「その他必要な施設」とは日野市まちづくりマスタープランの内容に即した「その他必要な施設」との認識で間違いないか。
事務局 (萩原)	ご認識のとおり。
委 員 (藤川)	続けて用途地域の見直しについて聞きたい。 日野都市計画道路3・4・1号線について、計画幅員の見直しに併せ

幹事 (岡田部長)	て用途地域の見直しを検討しているとのことだが、幅員の変更で用途地域がどのように変更になるのか。 都市計画道路の沿道地域については、道路端から20mまたは30mに商業系の用途を指定している。例えば幅員が18mから16mに変更された場合、商業系の用途も両側で計2m内側にずれ込むことになる。 現在のところ、この変更によって既存の建築物等が既存不適格になることはない。
委員 (西浦)	用途地域の見直しに際し、地域の実情を鑑みて他の地域での用途変更は考えていないのか。 また、用途地域の変更は市民の権利に関わることなので、適切な議論がなされるべきではないか。
幹事 (川鍋課長)	用途地域についてはご指摘の通り様々なニーズや課題が山積している状況である。委員会の立ち上げ等も検討しなければならないと認識している。 田園住居地域については、ニーズに応じて地権者と検討したい。 どのように市民の意見を聞き取っていくか、事務局で検討し、本審議会でもご意見をいただきながら進めていきたい。
会長	他にございませんか。 では、続いて報告事項「北川原公園予定地ごみ搬入路整備に関する住民訴訟について」事務局から説明をお願いします。
幹事 (川鍋課長)	幹事の川鍋です。それでは説明いたします。 【趣旨の説明】

会 長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。
委 員 (友 部)	今後の対応として、東京都の都市計画審議会に諮ることはあるのか。
幹 事 (川鍋課長)	都市計画の検討の際はあらかじめ東京都と協議していくが、地方分権により、都市計画決定は市の都市計画審議会が権限を有している。 都の都市計画審議会に諮ることは考えていない。 今後は市の都市計画審議会の中でご意見をいただくことになる。
会 長	他にございますか。 無いようでしたら報告事項の審議を終了いたします。 以上をもちまして、第63回日野市都市計画審議会を閉会させていただきます。長時間にわたり委員の皆様のご協力ありがとうございました。
会 長	江口 和雄 印
署名委員	古賀 壮志 印
署名委員	奥住 喜樹 印